

令和 8 年 6 月 2 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市行財政改革審議会  
会長 小國 泰弘



流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針の改定  
について（答申）

令和 8 年 3 月 1 8 日付け流企第 6 8 4 号により当審議会が諮問を  
受けました、流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針の  
改定について、次のとおり答申します。

流山市公共施設の使用料設定に当たって  
の基本方針の改定について  
答申

令和8年6月

流山市行財政改革審議会

## 1 改定の基本認識（総論）

本市の公の施設は、地方自治法が定める「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」として、これまで市民の福祉向上や地域コミュニティの醸成に大きく寄与し、現行の使用料水準もその役割を支えるものとして一定の機能を果たしてきた。

しかしながら、今後の施設の老朽化に伴う維持管理・更新費用の増大が見込まれる中、将来にわたって安定的な施設運営を継続するためには、現行の費用負担構造を見直す必要がある。

施設の維持管理費用は利用の有無にかかわらず全市民の税負担によって賄われており、施設を利用する市民と利用しない市民との費用負担のあり方をより適正なバランスへと最適化する必要がある。

また、施設が有する政策的意義等が使用料水準に十分に反映されていないため、施設を利用する市民と利用しない市民、さらには利用者間においても負担の公平性に課題がある。

そのため、客観的なデータに基づく原価計算を導入し、施設が有する政策的意義に応じた適正な受益者負担のルールを再構築する本改定の方向性は、妥当であると判断する。

## 2 新たな基本方針の柱（各論）

本審議会における議論を踏まえ、改定の方向性についての意見は以下のとおりとする。

### （1）対象経費の範囲見直し（フルコストの客観的把握）

使用料算定の基礎となる原価には、これまでの維持管理費に加え、「人件費」及び「減価償却費（大規模修繕の資本的支出を含む）」を算入し、施設のフルコストを正確に把握すること。

算定に当たっては、公会計管理台帳システム等の客観的なデータを活用し、費用の重複計上を排除するとともに、以下の点に配慮すること。

- ・稼働率については、稼働していない部分を全額行政負担とすることへの課題を認識しつつ、使用料算定における稼働率の取扱いについて、近隣自治体の動向も参考にしながら考え方を整理すること。
- ・施設ごとに個別に原価を算出することを原則とするが、施設の建築年次や大規模修繕の取扱い等により、施設間・地域間で利用者負担に著しいかい離が生じる場合は、調整の仕組みの必要性を考慮し、市として適切な判断を行うこと。

## (2) 施設の性質に応じた「利用者負担割合」の導入

算出されたフルコストを全額利用者に転嫁するのではなく、施設の「必需性」や「民間代替性・収益可能性」等の公的な意義に基づき、施設を階層化し、公費（税金）の投入割合に差を設けることを妥当とする。

利用者負担割合の設定に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・利用者負担割合の設定は、施設の性質（必需性・民間代替性・収益可能性）に基づくものであり、設定に当たっては、施設が有する社会的価値や間接的便益を評価し、その妥当性について市民との間で共通認識を持つためのプロセスを設けるよう検討すること。

## (3) 急激な負担増に対する「激変緩和措置」の設定及び減免制度のあり方への配慮

新たな算定基準により使用料が大幅に引き上げられる施設については、市民活動の急激な停滞（利用者の激減）を招かないよう、「改定上限率」や「段階的な引き上げ期間」などの激変緩和措置を講じること。

また、経済的な理由等により、公共施設から排除される市民を生むことのないよう減免制度の維持は必要であるが、本来受益者が負担すべき使用料を公費により賄う制度であることを意識し、政策として市民への説明ができる減免制度となるよう配慮すること。

#### (4) 本来あるべき料金設定について

本来あるべき料金設定として、以下の2点について、実施の是非、可否も含め、検討されたい。

- ・公平性の観点から、営利目的利用者には適切な差額設定を行うこと。
- ・施設利用者には市外在住者も含まれることを踏まえ、市民（税負担者）と市外利用者との間の負担の公平性について、適切な差額設定を行うこと。

### 3 付帯意見

施設が多くの子民に継続して利用されるとともに、将来にわたって安定的な維持・更新が行われることは、本市の魅力を維持・向上させる基本となる。

したがって、基本方針による適正な使用料の設定に留まらず、施設が有する社会的価値や市民活動がもたらす間接的便益を十分に認識し、公共施設を将来に渡り持続可能な形で維持・活用していく観点から、以下の点に配慮すること。

#### ① 稼働率が低い施設における利用促進策の推進

稼働率が低い施設では使用料が高額となり、利用者減少→さらなる稼働率低下→施設廃止というスパイラルに陥る懸念がある。市においては、単なる施設の稼働向上に留まらず、市民活動の活性化や地域のにぎわい創出を目指し、施設の利用促進策（広報・PR充実、予約システムの改善、利用可能枠の見直し等）を料金改定と並行して積極的に取り組むこと。

#### ② 施設の収益確保・運営コスト見直しへの取組

使用料の適正化と並行して、施設として収入を確保する工夫を行い、使用料だけに頼らない経営改善を推進すること。また、運営コストの見直し（夜間帯などの利用可能時間の見直し等）についても検討すること。

#### ③ モニタリングと利用者データの整備

施設ごとの利用状況・利用者数の変化について継続的なモニタリングを実施すること。また、利用者の属性に関するデータ

整備・蓄積を進め、将来の基本方針の見直しの際に活用できるようにすること。その際、当該データを市民へ公開していくなど、負担の納得性向上に繋げる検討をすること。なお、利用者属性の把握に当たっては、現場の事務負担への配慮もすること。

#### 4 市へ期待すること（結語）

各施設所管課が条例改正を検討するに当たっては、本答申の趣旨を十分に踏まえ、施設の設置目的・利用実態・地域の実情、さらには本市の財政の健全性に即した「適正な設定」を行うよう強く要望する。

また、この「適正な設定」は一度定めて固定される静的なものではなく、今後の社会経済情勢や利用実態の変化に応じ、「不断の努力」によって常に見直されるべき動的なものである。

市においては、単なる「値上げ」ではなく、本市の公共施設を将来にわたって持続可能なものとするための見直しであるという本来の主旨を、あらゆる機会を通じて市民に丁寧に説明し、理解と共通認識を得るよう努めること。

その際、パブリックコメント等による市民参加のプロセスを丁寧に実施すること。

本審議会は、本市の公共施設が将来世代へ健全な財政とともに引き継がれ、今後も市民生活の豊かさと地域コミュニティの持続的発展に寄与し続けることを強く期待する。